

# 独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立夜須高原青少年自然の家利用規程

制 定 平成18年 4月 1日  
改 正 平成22年 3月25日  
一部改正 平成26年 8月 1日  
一部改正 令和 5年 6月28日

## (趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則（平成18年4月1日規程第5—1号。以下「機構利用規則」という。）に定めるもののほか、独立行政法人国立青少年教育振興機構国立夜須高原青少年自然の家（以下「施設」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (個人の施設利用)

第2条 機構利用規則第2条第3項に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合は、個人で施設を利用することができる。

- 一 利用相談、事前打合せ、下見
- 二 調査研究等に関する利用
- 三 インターンシップ、社会教育実習等研修での利用
- 四 特別な理由により所長が利用許可を認めた場合

## (利用申込)

第3条 機構利用規則第3条第2項に基づき、施設を利用しようとする者は、利用を希望する旨の申し出を施設に行い（以下「利用受付」という。）、利用受付 後三日を超えない日までに、インターネットにより、当施設の定める「Web申込み受付」のフォームにアクセスし、所定事項の入力を行わなければならない。ただし、施設を利用しようとする者が、「Web申込み受付」のフォームにアクセスすることが困難な場合は、次項第一号に定める様式1に必要事項を記載のうえ、提出するものとし、その提出期限は「Web申込み受付」と同様とする。

2 施設を利用しようとする者は、前項に定める手続きののち、次の二号から四号に掲げる様式に必要事項を記載のうえ、本規程第3条第4項に掲げる期限内に所長へ提出しなければならない。ただし、活動のしおり等任意のものを提出した場合であって、様式4で定める必要事項が記載されているときは、それをもって利用者名簿に代えることができる。

- 一 利用申込受付書 (様式1)
- 二 活動日程表 (様式2)
- 三 食数表 (様式3)
- 四 利用者名簿 (様式4)

3 所長は前項の規程による申込があった場合は、機構利用規則第6条及び別に定める細則に基づきその内容を検討し、必要に応じて活動計画等について指導及び助言を行うとともに、施設・設備の状況等を勘案して利用の諾否を決定し、当該申込者に通知するものとする。

4 第2項各号に掲げる様式の提出期限は、第二号及び第三号については施設が利用受付を受理した日から原則利用開始日の6週間前まで、第四号については利用開始日までとする。

5 日帰り団体に関しては、宿泊利用団体の活動に支障のない範囲で施設を利用できるものとする。

(施設設備等整備の日)

第4条 機構利用規則第7条第1項に基づく施設・設備の整備を行う日は、当該事業年度の前年度4月1日までに所長が定めた日とする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、施設の利用に関し必要な事項については、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日)

この規程は、平成22年3月25日から施行する。

附 則 (平成26年 8月 1日)

この規程は、平成26年 8月 1日から施行する。

附 則 (令和5年 6月28日)

この規程は、令和5年 6月28日から施行する。